

平成30年4月20日
総務省関東管区行政評価局

視覚障害者誘導用ブロックの維持管理等に関する調査 －主要施設間を結ぶ経路を中心として－

総務省関東管区行政評価局は、東京行政評価事務所及び神奈川行政評価事務所と共同で、主要施設間を結ぶ経路等における視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の設置や維持管理等の状況について調査を行い、その結果を取りまとめましたので、公表します。

併せて、調査結果に基づき、視覚障害者の移動等の一層の円滑化が図れるよう必要な改善措置について、国土交通省関東地方整備局及び東京航空局に通知します。

- 調査担当局所 関東管区行政評価局、東京行政評価事務所、神奈川行政評価事務所
- 調査実施期間 平成29年12月～30年4月
- 調査対象機関 関東地方整備局、関東運輸局、東京航空局
- 関連調査等機関 都県(2)、区市(9)、関係団体 等



【照会先】

総務省 関東管区行政評価局
評価監視部第2評価監視官

担当：並木

電話：048-600-2320(直通)

FAX：048-600-2337

Eメール：knt21@soumu.go.jp

※ 結果報告書については、関東管区行政評価局のホームページに掲載しています。
<http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/kanto08.html>

調査結果(直轄国道) (事例集P1~9、報告書P32~40参照)

視覚障害者の安全等に支障が生じるおそれのある事例 (計189か所) (別添「事例集」参照)

事例区分	合計
① 横断歩道接続部、歩道橋の昇降口など必要な箇所に警告ブロックなし	73
② 管理者が異なる歩道の点字ブロックが接続していない	2
③ 点字ブロックの誘導方向や敷設方法が誤り	13
④ 点字ブロック上又は近接して障害物	10
⑤ 点字ブロックがマンホール等で途切れ	45
⑥ 形状・材質・大きさ等の異なる点字ブロックが接続されているが、連続性がなく視覚障害者が誤解するおそれ	3
⑦ 点字ブロックが破損・磨耗等	25
⑧ 点字ブロックの色が周囲と同系色	11
⑨ JIS規格以外の点字ブロックが敷設され、視覚障害者が誤解するおそれ	7

改善所見

関東地方整備局は、視覚障害者の移動における安全性及び利便性を確保する観点から、重点整備地区内の国道における点字ブロックの整備及び維持管理について、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 横断歩道接続部、歩道橋の昇降口などを中心に、早期に必要な措置を講ずること。
- ② 点字ブロック整備の施工前後において、ガイドライン等に沿った敷設状況についての確認を行うこと。
- ③ 国道と地方道との点字ブロックの接続に当たり、地方道の管理者との連絡・協議を行うこと。
- ④ 周囲の路面と同系色の点字ブロックを敷設する場合には、視覚障害者の意見を聴取すること。
- ⑤ 既設の点字ブロックについては、徒歩巡回等の機会を通じ、ガイドラインに沿った敷設状況の点検を行うこと。

調査結果(空港の旅客ターミナル) (事例集P10~18、報告書P60~71参照)

空港旅客ターミナルでも、視覚障害者の安全等に支障が生じるおそれのある事例(別添「事例集」参照)。

事例区分	合計
① エスカレーターの昇降口など必要な箇所に警告ブロックなし	2
② 誤った種類の点字ブロックの敷設や、階段・エスカレーター手前の警告ブロックの奥行きが不足	20
③ 点字ブロック等がエキスパンションジョイント等で途切れ	4
④ 形状・材質・大きさ等の異なる点字ブロックが接続	11
⑤ 点字ブロックが破損・磨耗等	6
⑥ 点字ブロックの色が周囲の床と同系色	1
⑦ JIS規格以外の点字ブロックが敷設	1
⑧ その他	4

(注)エキスパンションジョイントとは、地震や温度変化による伸縮などの様々な外力を吸収するための建築用材

改善所見

東京航空局は、空港のターミナルビルにおける安全性及び利便性の確保を図る観点から、次の措置を講ずるよう各空港管理会社を指導する必要がある。

- ① エスカレーターの昇降口、自動扉手前等において警告ブロックが敷設されていないものなど、安全に関わるものは、早期に改善措置を講ずること。また、安全に関わるもの以外で改善までに時間を要する事例は、視覚障害者から意見を聴取し、優先順位を付けて改善を検討すること。
- ② 駅と空港のターミナルビルが接続する地点については、誘導ブロックの材質、形状の統一化を図れるよう、鉄道事業者と協議を行うこと。
- ③ 異なる材質、形状の点字ブロックを接続する場合には、視覚障害者等から意見を聴取すること。
- ④ 既設の点字ブロックについては、日常点検等の機会を通じ、ガイドラインに沿った敷設状況の点検を行うこと。

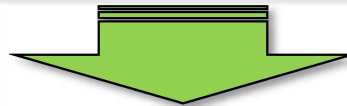
調査結果(参考連絡) (地方公共団体が管理する道路)

調査した地方公共団体が管理する道路(一般国道、都道府県道、市区町村道)において視覚障害者の安全等に支障が生じるおそれのある事例

事例区分	箇所数
① 横断歩道接続部、歩道橋の昇降口など必要な箇所に警告ブロックなし	158
② 管理者が異なる歩道の点字ブロックが接続していない	1
③ 点字ブロックの誘導方向や敷設方法が誤っている	166
④ 点字ブロック上又は近接して障害物	60
⑤ 点字ブロックがマンホール等で途切れ	238
⑥ 形状・材質・大きさ等の異なる点字ブロックが接続	33
⑦ 点字ブロックが破損・磨耗等	93
⑧ 点字ブロックの色が周囲の床と同系色	50
⑨ JIS規格以外の点字ブロックが敷設	36
⑩ その他	29



2都道府県
7市区町村に
参考連絡



上記事例の主な背景事情

- ① マンホールにより誘導ブロックが途切れているものについては、占有者(マンホール設置者)との調整が難しい。
- ② 点字ブロックの誘導方向や敷設方法が誤っているものについては、道路管理者としての点字ブロックの点検が損傷の有無の把握を中心に行われている。
- ③ JIS規格以外の点字ブロックについては、JIS規格が定められる以前に敷設した。